

平成22年第3回
美唄市議会定例会会議録
平成22年8月31日（火曜日）
午後 1 時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般報告
- 第4 議長報告
- 第5 報告第16号 例月出納検査結果報告
- 第6 報告第17号 例月出納検査結果報告
- 第7 報告第18号 例月出納検査結果報告
- 第8 報告第19号 例月出納検査結果報告
- 第9 報告第20号 例月出納検査結果報告
- 第10 報告第21号 定期監査報告
- 第11 報告第22号 平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件
- 第12 報告第23号 平成21年度決算における市立美唄病院経営健全化計画の実施状況報告の件
- 第13 委員長報告
 - 1 議案第55号 美唄市営住宅管理条例及び美唄市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正の件（産業・厚生）
- 第14 議案第61号 美唄市給与条例の一部改正の件
- 第15 議案第62号 美唄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件
- 第16 議案第63号 美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正の件
- 第17 議案第64号 美唄市職員の修学部分

- 休業に関する条例の一部改正の件
- 第18 議案第65号 美唄市火災予防条例の一部改正の件
- 第19 議案第66号 美唄市立学校設置条例の一部改正の件
- 第20 議案第67号 指定管理者の指定の件（美唄市南美唄福祉会館）
- 第21 議案第68号 美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件
- 第22 議案第69号 平成22年度美唄市一般会計補正予算（第4号）
- 第23 議案第70号 平成22年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第1号）
- 第24 議案第71号 平成22年度美唄市老人保健会計補正予算（第1号）
- 第25 議案第72号 平成22年度美唄市介護保険会計補正予算（第2号）
- 第26 認定第1号 平成21年度美唄市一般会計決算認定の件
- 第27 認定第2号 平成21年度美唄市民バス会計決算認定の件
- 第28 認定第3号 平成21年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件
- 第29 認定第4号 平成21年度美唄市老人保健会計決算認定の件
- 第30 認定第5号 平成21年度美唄市下水道会計決算認定の件
- 第31 認定第6号 平成21年度美唄市介護保険会計決算認定の件
- 第32 認定第7号 平成21年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件
- 第33 認定第8号 平成21年度美唄市後期高齢者医療会計決算認定の件

第34 認定第9号 平成21年度市立美唄病院事業会計決算認定の件

第35 認定第10号 平成21年度美唄市水道事業会計決算認定の件

第36 認定第11号 平成21年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件

市立美唄病院事務局長	高倉雄治君
消 防 長	霜田公法君
総務部総務課長	大崎聡君
総務部総務課総務係長	村上孝徳君

教育委員会委員長	白戸仁康君
教 育 長	安田昌彰君
教 育 部 長	前田敏和君

選挙管理委員会委員長	後藤泰彦君
選挙管理委員会事務局長	秋場勝義君

農業委員会会長	佐藤博道君
農業委員会事務局長	林忠男君

監 査 委 員	扇谷均君
監査事務局長	鎌田覚君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	岡嶋博文君
次 長	中平匡司君

午後 1 時 0 0 分 開会

●議長内馬場克康君 ただいまより、本日をもって招集されました平成22年第3回美唄市議会定例会を開会いたします。

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

3 番 五十嵐聡議員

4 番 高田正則議員

を指名いたします。

◎出席議員（16名）

議 長	内馬場 克 康 君
副議長	谷 村 孝 一 君
1 番	吉 岡 文 子 君
2 番	森 川 明 君
3 番	五 十 嵐 聡 君
4 番	高 田 正 則 君
5 番	高 橋 幹 夫 君
6 番	阿 部 義 一 君
7 番	長谷川 吉 春 君
8 番	米 田 良 克 君
9 番	白 木 優 志 君
10 番	小 関 勝 教 君
11 番	土 井 敏 興 君
12 番	本 郷 幸 治 君
13 番	紫 藤 政 則 君
14 番	林 国 夫 君

◎出席説明員

市 長	桜 井 道 夫 君
副 市 長	板 東 知 文 君
総 務 部 長	藤 井 英 昭 君
市 民 部 長	岩 本 良 一 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	中 川 直 紀 君
商工交流部長	中 井 英 雄 君
農 政 部 長	須 田 正 毅 君
都市整備部長	山 口 隆 慶 君

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より9月17日までの18日間とし、うち9月1日及び9月2日、9月4日及び9月5日、9月7日ないし9月16日を休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については、朗読を省略いたします。

諸般報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって諸般報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって議長報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、日程の第5、報告第16号例月出納検査結果報告ないし日程の第10、報告第21号定期監査報告の以上6件を一括議題といたします。

これより、本件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって報告第16号ないし報告第21号の以上6件を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、日程の第11、報告第22号平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件を議題といたします。

これより、本件に関し報告の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君(登壇) ただいま上程されました報告第22号平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査意見を付して報告するものであります。

初めに、健全化判断比率については、連結実質赤字比率が9.75%、実質公債費比率が22.6%、将来負担比率が271.1%となりました。

なお、実質赤字比率については、黒字決算を確保したため、該当がなかったものでございます。

次に、資金不足比率は、市立美唄病院事業会計が113.6%となりました。

なお、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道会計については、資金不足額がないため、比率としては算出されないものでございます。

健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準及び財政再生基準を下回っておりますが、市立美唄病院事業会計の資金不足比率が経営健全化基準である20%を大きく上回っておりますので、昨年度に策定した市立美唄病院経営健全化計画により、今後も引き続き経営の改善に努めてまいります。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 これより本件について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、報告第22号を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第12、報告第23号平成21年度決算における市立美唄病院経営健全化計画の実施状況報告の件を議題といたします。

本件に関し、報告の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました報告第23号平成21年度決算における市立美唄病院経営健全化計画の実施状況報告の件について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第24条において準用する同法第6条第1項の規定により報告するものであります。

初めに、資金不足額の解消のために計画した診療体制の充実を初めとする収入増加の具体的方策や、人件費を初めとする費用削減の方策がほぼ計画どおり実施できたことにより、経常収支は計画を上回って黒字となりました。このことにより、資金不足解消額については、計画1,276万9,000円に対して、3,

790万1,000円で、2,513万2,000円の増となったものでございます。

なお、資金不足比率は計画115.8%に対し113.6%で、2.2ポイント減少する結果となっております。

市立美唄病院経営健全化計画の推進につきましては、計画内容に従い、引き続き経営の改善に取り組んでまいりますとともに、患者様本位に立った医療サービスの提供と、市民の皆様信頼される病院づくりに努めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 これより本件について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、報告第23号を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第13、委員長報告に入ります。

順序1、議案第55号美唄市営住宅管理条例及び美唄市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正の件を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。

米田産業・厚生委員長。

●米田良克産業・厚生委員長（登壇） ただいま議題となりました、議案第55号美唄市営住宅管理条例及び美唄市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正の件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、平成22年第2回定例会において継続審査を求める議決をいただいたあと、7月27日、8月24日の2日間、

委員会を招集して審査いたしました。

まず初めに、7月27日に担当部局の出席を求め、初めに、委員長から継続審査となった理由を確認し、答弁を求めました。

確認事項と答弁の1点目、警察に下駄を預ける形になるのはいかなるものかということについては、入居の決定については、市が申し込み内容を入居基準に照らし合わせて審査を行い決定しているところであり、警察から事前に資料提供を受けることは、個人の同意が必要となることから、個人情報保護法に照らし合わせると難しいものと考えている。

入居者を決定する際は、暴力団であるか否かを確認するため、警察署への情報の提供に当たっては、個人の権利、利益を保護するため、個人情報の適正な取り扱いを定めた美唄市個人情報保護条例に基づき、慎重に取り扱いたいと考えている。

2点目、一般の人の入居制限につながらないかということについては、あくまで暴力団関係者に対する入居制限であることの趣旨を申込者に十分説明を行うとともに、個人情報の取り扱いに対する同意書の提出を規則で定め、提出時に本人の意思確認を行うこととしており、入居制限にはつながらないものと考えている。

3点目、憲法に照らして人権に制約をかけることにはならないか、ということについては、公営住宅の入居者の生活の安全と平穏を確保するため、あくまで暴力団員の新規入居申込者、あるいは同居承認及び入居継承承認など、国の基本方針に基づき、暴力団員について入居決定しない、承認をしないということであり、多額の税金が投入され、低廉な家

賃で提供される公営住宅から暴力団員を排除することは、市民の理解が得られるものと考えている。

また、制約するものが何かあるかということについては、平成19年4月に、暴力団員の立てこもり発砲事件を契機に、公営住宅からの暴力団員の排除にかかる社会的要請が高まったことを受け、国土交通省と警察庁で協議し、公営住宅に係る暴力団排除の基本方針を出されたところであり、このことを受けて、平成19年6月1日付で、警察庁から各都道府県警察本部宛に、公営住宅における暴力団の排除についての通達が出され、入居決定、同居承認及び入居継承承認など、条例上公営住宅における暴力団員の排除にかかる措置を明確化することとして差し支えないとなっていることから、国土交通省と協議により条例を改正しようとするものである。

次に、全体に縛りをかけてサービスを受けさせないのはおかしいのでは、ということについては、平成19年6月8日に開催された、第166回国土交通委員会の中で、公的賃貸住宅における暴力団の排除について議論されており、その中で国土交通大臣は、暴力団員の入居について法律で禁止するということは、憲法第25条生存権を実現するための制度であるために、暴力団という人的な属性によって、全国一律に排除するということが、法的に適当であるかは大変難しい問題で、現在では消極的な判断をしているとの認識を示しており、法律で定めるのではなく、ガイドラインに基づき入居制限を条例上で定めるよう、事業主体に促すものであると考えている。

4点目、民間アパートでの制約と、市内の

民間アパート業の人に影響するのでは、については、民間アパートにおいては、賃貸契約の条項の中の要件として、暴力団排除に対する内容を設けて、自主防衛を行っているところであり、影響は少ないものと考えている。

また、他市では民間貸家組合独自で協定を結び、暴力団排除の宣言を行っている事例があると聞いており、民間から問い合わせがあったとしても、暴力団に関する情報は警察から得られないと聞いている。

5点目、公営住宅法と条例の関係については、公営住宅法は、憲法第25条第1項の趣旨を実現するために制定された法律であり、一定の入居者資格を有するものについてのみ入居の権利を認めている。法の目的に反しない限りにおいて、国民に差異を設けることは合理的理由があるものとしており、公の施設の設置及び管理に関する事項は、条例で定めなければならないとされている。地方自治法第244条の2第1項では、普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないとなっている。

また、入居資格は公営住宅法に規定されているだけでなく、公営住宅法の目的に反しない限りにおいて、条例で付加することは、公営住宅法第23条の入居者資格の規定が「少なくとも」とされていることから国も認めており、入居者資格について、公営住宅法にない属性に関する制限を設けたとしても、その制限が地域の実情に応じ、必要と認められる合理的理由によるものである限り、同法に違反するものではない。など、数項目にわたる

確認をいたしました。

その後の質疑の主な内容として、入居制限を新たに課すことに関して、憲法上も地方自治法上も公営住宅法上も問題がないという認識でいいのか。

国土交通大臣が生存権の問題で、25条との関わりは難しいという表現をしたが、これは憲法上疑義があるという意味なのか。

2000年に分権法が出来て、通達行政というのがなくなったと理解をしているが、平成19年の指針の拘束性についてどうか。

入居決定に当たる手続の問題で、個人情報保護法と美唄の条例に抵触しないということではないのか。

警察署が市からの照会に対して、その照会に応じる場合の根拠として、法律に基づく情報提供ということなのか。

近傍同種の家賃はいくらになるのか。

改正していない自治体の理由は押さえているか。

自治体の仕事として、暴力団構成員の社会復帰対策等を何か考えているのか。との質疑に対し、法令上の認識については、憲法、地方自治法、条例等について一通り点検したが、問題はなかった。

最終的な国の判断がどうかということについては、広島高等裁判所の判決文では、暴力団構成員という地位は、社会的身分とは言えず、暴力団のもたらす社会的害悪を考慮すると、構成員であるとして、不利益に扱うことは合理的に許されると指摘されている。社会的身分や地位に関する差別で、憲法違反とする組員側の主張を退けた、明確な裁判判例が出ており、憲法、公営住宅法、各行政庁が定

めている管理条例、地方自治法、この一連の流れで組み立てと施行については問題無い。地方自治法で地方の管理は地方が条例で定めるべきという条例があることから、この組み立てについては一連のものが担保されていると理解している。

なぜ法律でやらなかったかということについては、指針、通達と称するものは、行政機関の内部文書であって、上級機関が下級機関に法令解釈等を示すものである、下級機関がその文章の内容を十分把握した上で、自分達の意見として条例を改正しなさいというものであって、国民を拘束する法令でないと認識している。

警察署に対する個人情報の扱いについては、刑事訴訟法第97条では、警察署から捜査のために必要があれば情報がとれるという条項があり、これを使えば捜査上は個人情報を取れることになる。個人情報警察に漏れることに対して、住民感情のこともあると思うが、公営住宅を申し込もうとする場合、行政が暴力団がいないということを担保するシステムを構築した中で、入居者にとっての平穏で安全な生活を営むことが担保できると考えている。

近傍同種家賃については、建設年度と大きさで違いがあるが、6万円から7万円になる。

構成員の社会更正については、警察署の中に暴力追放センターという機関があり、構成員の足抜きなどの相談を受ける窓口で協議するような形が準備されている。との答弁。

次に、平成19年の4月20日に起きた事件を受けて、4月24日に国が調査を実施したと思うが、この調査に美唄はどんな回答を

したのか。

美唄市において、入居者の生活が脅かされたり、平穏の確保が侵されたことがあるのか。

法律改正を求める声を発信すべきではないか、との質疑に対し、全国調査については、把握をしてない。

今現在、暴力団員の方は入居しておらず、何か問題があったという事例はない。

他市町村の動向も踏まえ、指摘のあった法改正も含めた課題等について、さらに検討したい。との答弁がありました。

次に、8月24日は、これまでの質疑・答弁の結果を踏まえた討論・採決を行いました。

議事の進行中、原案に対する修正動議が提出され、直ちに先議とし、修正案の内容について動議者から説明を求めました。

修正案の内容については、美唄市営住宅管理条例第66条及び、美唄市特定公共賃貸住宅管理条例第29条の「市長は」の次に「、暴力団員である疑いが客観的に高いと判断する者であって、他の方法により暴力団員該当性を確認することが困難な場合と認めるとき」を加え、附則中「平成22年8月1日」を「平成22年11月1日」に改めるもので、修正案の説明として、暴力団排除という問題が、憲法上の疑義がないかとの視点があり、これは、既に広島高裁で、暴力団に対する立ち退きの請求、これに対する異議が申し立てられ、その内容は、暴力団員であるが故に、法のもとの平等、憲法第14条に違反するとの訴えだが、このことは暴力団であることも、暴力団から抜けることも当事者の判断で出来ることで、憲法14条に違反しないという判断が下されたと承知している。

次に、情報管理の問題として、第66条の条文では、暴力団である疑いがあれば、美唄警察署長にその内容について意見を聞くことができるという表現だけで、事業主体である美唄市長として、自らがこの確認行為をすることが読み切れず、自ら確認行為をする部分が欠落している。

また、施行期日については、6月24日の第2回定例会の決定を受けて、8月1日施行ということから見れば、この修正案が可決されれば、8月31日に条例案が決定して、直ちに準備に入れること、2ヶ月程度のゆとりがあるなど、十分な周知期間を市民に与えることが出来るとの内容で、その後、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

結果として、直ちに、この修正案に対して起立採決を行った結果、起立全員により修正案は可決され、修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長内馬場克康君 これより議案第55号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号美唄市営住宅管理条例及び美唄市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正の件については、委員長報告のとおり決定されました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第14、議案第61号美唄市給与条例の一部改正の件ないし日程の第21、議案第68号美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件の以上8件を、一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第61号美唄市給与条例の一部改正の件であります。

本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づく育児短時間勤務制度の導入に伴い、育児短時間勤務を要する職員及び育児短時間勤務に伴い任用された任期付短時間勤務職員の給与の取り扱いについて規定するほか、地方公務員法に規定する再任用職員の給与の取り扱いについて整備するため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第62号美唄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児休業法に規定する育児短時間勤務制度の導入に関し必要な規定をするととも

に、育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の承認や取り消し事由などの諸条件を緩和することにより、子育てのしやすい環境を整備し、ワークライフバランスの実現を図れるよう改正するほか、その他条例の整備に関し必要な改正を行うものであります。

次は、議案第63号美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児時間勤務制度の導入に伴う規定や、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の規定を整備するほか、条例の整備に関し必要な改正を行うものであります。

次は、議案第64号美唄市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、平成21年4月1日から一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が改正され、勤務時間が1週当たり40時間から38時間45分に短縮されたことに関連して、修学部分休業の取得可能時間、取得単位時間について、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第65号美唄市火災予防条例の一部改正の件であります。

本件は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令、住宅用防火・防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定

める省令の一部を改正する省令が交付されたことによる改正及び平成20年10月に発生した大阪市浪速区の個室ビデオ店火災を踏まえ、全国消防長会予防委員会等において個室型店舗における外開き戸の自動閉鎖装置にかかる火災予防条例の一部改正案が取りまとめられたことから、これを踏まえ、適切な規制を行うことにより、防火安全対策を推進するため必要な改正を行うものであります。

次は、議案第66号美唄市立学校設置条例の一部改正の件であります。

本件は、平成23年4月から東栄小学校と東小学校を統合し、統合後の学校を東小学校とするため必要な改正を行うものであります。

次は、議案第67号指定管理者の指定の件であります。

本件は、地方自治法の規定により、公の施設に係る指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるもので、美唄市南美唄福祉会館の指定管理者に美唄市南美唄福祉会館運営委員会を、指定しようとするものであります。なお、指定の期間につきましては、平成22年12月1日から平成25年3月31日までであります。

次は、議案第68号美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び美唄市職員の育児休業等に関する条例の改正に伴い、必要な改正を行うほか、用語の整理などの改正を行うものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第

61号ないし議案第68号の以上8件については、大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより議案第61号ないし議案第68号の以上8件について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって議案第61号ないし議案第68号の以上8件についての一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第61号ないし議案第66号の以上6件は、総務・文教委員会に、議案第67号及び議案第68号の以上2件は、産業・厚生委員会に、それぞれ付託の上審査することに決定いたしました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第22、議案第69号平成22年度美唄市一般会計補正予算(第4号)ないし日程の第25、議案第72号平成22年度美唄市介護保険会計補正予算(第2号)の以上4件を、一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第69号平成22年度美唄市一般会計補正予算(第4号)であります。

本件は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出の予算総額に、それぞれ2億1,619万2,000円を増額補正し、補正後の予算総額を162億7,484万1,000円にしようとするもので、補正内容について、歳出から申し上げますと、総務費には、平成21年度歳計剰余金の一部について財政調整基金へ積み立てる基金積立金を、民生費には、電子レセプト導入等のためのシステム経費について、生活保護事務に増額計上いたしました。衛生費には、インフルエンザ予防接種の費用負担の軽減のため、低所得者等に対する助成を行うインフルエンザ対策事業に要する経費を計上し、これに伴い、中高年疾病予防事業のうち、高齢者のインフルエンザ予防接種費用助成分について、当該事業に集約することとしたことから減額計上いたしました。農林費には、農地法の改正により、新たに管理項目として追加された事業に対応するためのシステム改修を行う、農地基本台帳システム改修事業に要する経費及び米穀乾燥調製施設の米成分分析計等の整備に対し補助を行う、水稻生産振興事業に要する経費を、商工費には、峰延地区の国道12号線の4車線化による観光案内看板の撤去に伴い、新たな観光案内看板を設置する観光案内看板整備事業に要する経費を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する地方交付税、国庫支出金、道支出金、繰越金及び諸収入をそれぞれ増額補正し、財源対応いたしました。

次に、議案第70号平成22年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第1号)であります。

す。

本件は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出にそれぞれ326万円を増額補正し、補正後の予算総額を36億2,154万5,000円にしようとするもので、補正内容について、歳出から申し上げますと、諸支出金に過年度精算に伴う国及び北海道への返還金所要額を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、国庫支出金及び繰越金をそれぞれ増額補正し、財源対応いたしました。

次に、議案第71号平成22年度美唄市老人保健会計補正予算（第1号）であります。

本件は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出にそれぞれ312万9,000円を増額補正し、補正後の予算総額を353万9,000円にしようとするもので、補正内容について、歳出から申し上げますと、諸支出金に、過年度精算に伴う国、北海道及び社会保険診療報酬支払基金への返還金所要額を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、繰越金を増額補正し、財源対応いたしました。

次に、議案第72号平成22年度美唄市介護保険会計補正予算（第2号）であります。

本件は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出にそれぞれ2,232万8,000円を増額補正し、補正後の予算総額を24億4,180万5,000円にしようとするもので、補正内容について、歳出から申し上げますと、諸支出金に過年度精算に伴う国、北海道及び社会保険診療報酬支払基金への返還金所要額を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、繰入金及び繰

越金をそれぞれ増額補正し、財源対応いたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第69号ないし議案第72号の以上4件は、大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより議案第69号ないし議案第72号の以上4件について、一括大綱質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第69号ないし議案第72号の以上4件については、15人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

吉岡文子議員、森川明議員、五十嵐聡議員、高田正則議員、

高橋幹夫議員、阿部義一委員、
長谷川吉春議員、米田良克議員、
白木優志議員、小関勝教議員、
土井敏興議員、本郷幸治議員、
紫藤政則議員、林国夫議員、
谷村孝一議員の以上15人の議員を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第26、認定第1号平成21年度美唄市一般会計決算認定の件ないし日程の第36、認定第11号平成21年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上11件を、一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長桜井道夫君(登壇) ただいま上程されました認定第1号平成21年度美唄市一般会計決算認定の件、認定第2号平成21年度美唄市民バス会計決算認定の件、認定第3号平成21年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件、認定第4号平成21年度美唄市老人保健会計決算認定の件、認定第5号平成21年度美唄市下水道会計決算認定の件、認定第6号平成21年度美唄市介護保険会計決算認定の件、認定第7号平成21年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件、認定第8号平成21年度美唄市後期高齢者医療会計決算認定の件、認定第9号平成21年度市立美唄病院事業会計決算認定の件、認定第10号平

成21年度美唄市水道事業会計決算認定の件及び認定第11号平成21年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上11件について、一括提案理由をご説明申し上げます。

本件は、それぞれ地方自治法及び地方公営企業法の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました認定第1号ないし認定第11号の以上11件は、大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより認定第1号ないし認定第11号の以上11件について、一括大綱質疑を行います。

13番、紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 私は認定第1号、一般会計の決算に関しまして、大綱質疑を申し上げたいと思います。

結果といたしまして、実質収支が3億2,000万、繰越明許の3,000万を除きますと、3億2,000万、これが黒字として決算をされたわけでございます。

その黒字になった要因がどこにあるのかという部分につきまして、私は第2回の定例会でも、あのときは決算概要が出た段階でしたがお尋ねをした経過がございます。

決算書並びに決算報告書の各会計歳入歳出

決算総括の後の主要施策の概要の頭に文言で各部門ごとの決算についての、ある意味取り組み内容と評価に近いものが出されております。その中で、この黒字額についての言及がありまして、平成21年度については、計画上、実施予定であった財政健全化の具体的取り組み項目について、全項目実施したほか、地方交付税の増や行財政改革の徹底などの影響により、本年度決算については、健全化計画の想定を上回る黒字を確保しております。という、そういう表記がなされております。基本的には、そういった要因分析をなさっているということだと思いますが、これから、決算審査をするに当たりまして、長として、この主な増減理由とその要因について、改めてお尋ねをするものでございます。

大綱質疑の2つ目は、この今申し上げたのは実質収支の黒の問題でございますが、一般会計にはさまざま、各会計への繰り出しとか、それから、債務負担等の支出による将来負担にかかわる問題とか、こういった要素がありまして、決算全体を捉えて、市長はどのような評価をしているか、率直なところをお尋ねをしたいと思うんです。黒字になれば黒字になった、なぜ黒字になったのか、さて、この黒字は本当の意味で財政健全化を厳しく実行したから出たことなのか。いやいや、他方、たまたま国の措置等でなったものなのか。やはり、この決算の評価についても、きちっとした分析をもとに、我々議会、そして長、市民、皆さん方が、できることならば、共通の認識を持つべきでなかろうかという思いもございまして、この辺の市長の評価に関してですね。評価というのは、A、B、C、D、E

ランクと、いろんな評価がある。事前評価、中途評価、事後評価と、こうありますが、この決算というのは1つの事後の評価でございます。この辺のところお答えをいただければと思います。

3点目ですが、財政健全化計画ですね、7ヶ年計画できました。総額40億の財源をどう浮かそうかということの計画でございまして、この計画が具体的にどのような決算で実績になったのか、そして、その実績比較が、理由がどのような理由で増減が出たのか。本来ですと、計画、そして予算、決算、これが連動するわけでございまして、当然そこに大きな差がないわけでありまして、美唄の場合は後追い計画と言いまして、事実ができ上がってから、計画の手直しをするということが常態化しています。私は以前から、このことは計画行政の実行ということには相ならんということを、指摘をしてきて久しいわけでございますけれど、この決算書並びに決算報告書、付属資料、これからは、健全化計画がどのようになっているのかということが検証するすべがないわけございまして、この辺について、整合についてどのようになっているか、お答えをいただきたいと思います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の大綱質疑にお答えいたします。

初めに、実質収支の黒字要因についてでございますが、健全化計画の財政推計との比較では、歳入では、特別交付税における人口急減補正の算定、1億0,500万円などから交付税が9,800万円の増、また、黒字決算が見込まれたことから、退職手当債1億円の

起債を取りやめ、地方債が1億0,900万円の減となったところでございます。一方、歳出においては、早期退職や育児休業、休職の増などにより、人件費で9,600万円の減、施設利用支援事業や老人福祉施設入所措置事業の利用者の減などにより、扶助費で9,200万円の減、利子負担の軽減により、公債費で1,900万円の減、除排雪事業の減などにより維持補修費で3,500万円の減、特別会計への出資金など繰出金で7,200万円の減となったことから、さらには、健全化に向けたさまざまな具体的取り組みなどから3億2,000万円の実質収支黒字が確保できたものと考えております。

次に、平成21年度決算に対する私としての評価としましては、財政健全化計画、市立美唄病院経営健全化計画の自主的なスタートの年として、全会計を通して計画を上回る収支改善等の実績が確保でき、順調に1歩前に進めることができたことをうれしく思っており、御協力いただいている市民の皆様、市議会議員の皆様、健全化に向けて全力で取り組んでいる職員に対して、深く感謝申し上げます。

また、平成20年度から数次にわたる国の経済対策により、雇用対策や地域経済活性化に向けた取り組み、また、公共施設の改修や小中学校の耐震化、道路等の整備ほか、安全・安心なまちづくりに向けた取り組みなど、これまで厳しい財政状況から懸案となっていた事項についても事業化できた事で、その成果、効果を期待するところでございます。

いずれにいたしましても、財政健全化計画はスタートしたばかりであり、病院会計の支

援など、目標達成に向けて着実に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の財政健全化計画との整合性についてであります。財政健全化の具体的項目については、おおむね計画に沿って実施しており、計画額の5億2,000万円を超える効果があったものと推計しております。

また、病院会計に対する不良債務解消等の支援も計画どおり執行しているところであります。

さらに、健全化判断比率であります。連結実質赤字比率は一般会計等実質収支の改善により、計画13.85%に対し、実績9.75%で4.1%の減、実質公債費比率は、公債費分の繰出金や利子の減などにより、計画22.9%に対し、実績22.6%で0.3%の減、将来負担比率についても一般会計等実質収支の改善により、計画282.5%に対し、実績271.1%で11.4%の減となり、計画よりも改善しているところであります。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 13番紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 重ねてお尋ねをしたいと思います。

市長の決算に対する評価、ご答弁がございましたが、これは市長のご答弁ですから、いいとか悪いとか言う必要ないのかもしれませんが、私は、美唄の財政が、健全化に向けて大変いい環境になったと、その結果について、数字だけではなくて、この要因をしっかりとつかむことが評価に繋がるというふうに思うんです。一言で申し上げれば、新たな国の政権交代というのがございまして、地方

交付税、特に特別交付税ですが、過疎、地方に対して、手厚い対策を講じた。

先般も首相補佐官の逢坂さんとお話を聞く機会がございまして、以前から存じ上げてる方ですが、言わば、野党時代からこの問題についても、病院の健全化の問題についても御相談をした経過がございますが、直接お話を伺ったわけでございます。しかし、このことも、継続してこの地方に対する措置は続けられるのかということについては、まだ未確定であるという趣旨の話もしておりました。疲弊した地域をどうしてくのかということでの措置を全国的な視点で国が措置をしたと、こういってございまして、このことが、この決算剰余に大きく影響していると、私はそう認識してる訳でございます。

市長の今の評価という部分につきましては、それぞれ考え方ございますが、よかった、よかったということで済ましているような、そういう実は受けとめ方で聞いていたわけでございまして、その辺のところはしっかり分析をしておかなければ、市民の皆さんにも、我々にも、この共通の認識のもとに、この財政健全化を進めていくということからしていかかなと、率直にそんな思いで聞かさせていただきました。これは私の思いですから、別の機会でもまた議論をさせていただきたいと思いますが。

そこでお尋ねしたいのは、先程、報告の部分で、市立美唄病院の経営健全化計画の実施状況報告というのが、これは、新たな健全化法によりまして、議会にも報告が義務づけられているものでございます。あわせて、住民公表、そして、都道府県を通じて、国に対し

て、結果報告をあげるということでございます。計画と実績がどうなってるのか、そして、それがどのような、増減の理由がどうだったか、数字的にはそういうようなことを整理をしなきゃならんことになってるわけですが、この自主健全化に関しましては、このようなルールは当然ないわけでございます。私は、この7年の長期にわたる健全化計画、そして、少し気を許せば、また、市民の皆さんの要望やら、私共も市長も選挙で選ばれるという、ある意味、弱みを持っているわけでございまして、市民の皆さんからの要望にどうしても答えてあげたいという気持ちになるわけでございます。それが将来の財政負担につながっていくのか、ランニングコストにつながっていくのかという厳しい視点よりは、何とか新たな事業を実施をしたいという気持ちになる、これは世の常でございまして、私はこれらに関して、議会の審査もございすけれども、1つだけではなくて、2つも3つもやはり網をかけて、そしてチェックをしていくという、そういうことが必要だろうという気がするわけでございます。私どもに対する説明は、市民の皆さんに対する説明であり、報告なわけでございます。そこで、この決算の書類、非常に分厚い書類がこの決算審査には出されるわけでございますが、決算書と、それから説明資料、あわせて、法定附属資料、こういうふうにあるわけでございまして、その法定附属資料、任意の資料含めて、美唄市が独自に様式を定められるというふうにもなっております。私共から、そのことを指摘する以前に、市長自らこの計画と実績について、この決算に合わせて提出をすべきだろうと、

私はこのように思うわけであります。

自主健全化計画が、財政の言わばイエローカード団体にならないようにすることが最大の目的なわけでございまして、そんな意味からして、収支決算と財政健全化計画との比較に関して、資料として自主的にご提示をいただくように、今後の問題も含めて、1つ対応していただけないだろうか。議会を通じて資料要求というのは、議長通じて、そして、議会全体としてこのことを求めて判断をするということになってございます。私は、長が自ら主体的に決算の附属資料として、参考資料として、これから提示すべきだろう、この決算から出すべきだろうと、こういうふう思うわけですが、市長の御答弁をお願いをしたいと思います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質問にお答えします。

いろいろな情報提供というのは、当然私どもに課せられた決めでありますんで、この決算審査までに資料として財政健全化計画との比較がわかるような資料を準備させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

●議長内馬場克康君 これをもって一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認定第1号ないし認定第11号の以上11件については、14人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

吉岡文子議員、森川明議員、五十嵐聡議員、高田正則議員、高橋幹夫議員、阿部義一議員、長谷川吉春議員、米田良克議員、白木優志議員、小関勝教議員、土井敏興議員、本郷幸治議員、林国夫議員、谷村孝一議員の以上14人の議員を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 1 時 5 9 分 散会

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに
署名する。

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____